

第 29 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 10 日（火） 13 時 31 分～15 時 34 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (17 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	三 浦 良 孝
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	欠	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (1 名)

16 番委員	柴 田 博 明				
--------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	欠	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

4. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

平賀-2	今 井 三 男				
------	---------	--	--	--	--

6. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	石 田 善 久	事務局長補佐	小田桐 功 幸	碓ヶ関支局長	山 田 一 敏
農地係長	中 嶋 一 朗	農地係主事	笹 村 慎一郎		

7. 議事日程等

- 第 1 開 会
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議事録署名者並びに説明者の指名
- 第 4 書記の指名
- 第 5 上程議案

議案第 113 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 71 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 72 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 73 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 74 号 競（公）売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について
- 報告第 75 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉会

8. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
 - ・農業委員会憲章
唱和（委員全員） (省 略)
- [開会 13 時 31 分]**
- 議長 (山口 知治) これより第 29 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
2 番角田委員、3 番三浦委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、石田事務局長、小田桐事務局長補佐、山田碓ヶ関支局長、中嶋農地係長、笹村主事の出席を

求めました。

書記には、中嶋農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 113 号から議案第 116 号まで 4 件、ほかに報告が 5 件でございます。

それでは、議案第 113 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

それでは、総会資料と別紙で配布しております、「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に係る農業委員会の意見基準書」と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回の農振除外申請は件数が 2 件、面積 2,168 平方メートル、田 1 筆 1,908 平方メートル、畑 1 筆 260 平方メートルです。

整理番号 1 番は、3 ページが位置図、4 ページが案内図、5 ページが土地利用計画図です。

申請地は金田小学校から東へ約 940 メートルに位置する李平集落の外れの農地です。

申請事由は「駐車場敷地の拡張」です。

整理番号 2 番は、6 ページが位置図、7 ページが案内図、8 ページが土地利用計画図です。

申請地は旧広船小学校から南西へ約 900 メートルに位置する広船集落の外れの農地です。

申請事由は「農家住宅及び農業用車庫の新築」です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、現地調査のため暫時休憩いたします。

【休憩（現地調査） 13 時 35 分】

【再開 14 時 46 分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

許可基準等について、事務局より説明を求めます。

笹村主事

（議案第 113 号表題部読上げ後）

それでは整理番号 1 番の案件から説明いたします。

申請者は、現在申請地に隣接する敷地において食品加工工場を経営していますが、現在従業員の駐車場として利用している場所に新たに工場を建設する予定であり、駐車場が不足することが予測されるため、申請地に敷地を拡張し、盛土等の対策を施したうえで駐車場として利

用することが目的です。

農振除外後の農地区分については、申請地を含めて集团的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が10ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われま

す。第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は許可要件を満たしていると考えられます。

続いて、整理番号2番の案件を説明いたします。

申請者は、現在申請地の隣接地に居住する認定農業者の方で、現在の住居が老朽化したため、既存の物置の一部を取壊したうえで申請地に敷地を拡張し、住宅及び車庫を建て替えることが目的

です。農振除外後の農地区分については、先ほどの案件と同様の理由で、第一種農地に該当すると思われま

す。この申請に関しても、先ほどの案件と同じく、「既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張」に該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は許可要件を全て満たしているものと思われま

す。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第113号について質疑、ご意見を求めま

す。

議長

議案第113号について、事務局説明のとおり、「許可相当」と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

議案第113号について、「許可相当」ということに決定いたします。次に、議案第114号を議題とし、事務局に説明を求めま

笹村主事

（議案第114号表題部読上げ後）

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

12 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 6 件、面積 47,088 平方メートルで、田 16 筆 14,200 平方メートル、畑 18 筆 32,888 平方メートルとなっています。

18 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 19 件、面積 100,887 平方メートルで、田 53 筆 74,866 平方メートル、畑 8 筆 26,021 平方メートルとなっています。

19 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 3 件、面積 10,337 平方メートルで、田 3 筆 7,037 平方メートル、畑 1 筆 3,300 平方メートルとなっています。

それでは、10 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 140 番は、譲渡人の孫への贈与です。

整理番号 141 番、142 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 143 番から 145 番は、譲渡人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 140 番は 36 ページ整理番号 60 番と、整理番号 142 番は 36 ページ整理番号 61 番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号 143 番	総額	47,400 円	10 アール当たり	200,000 円
------------	----	----------	-----------	-----------

整理番号 144 番	総額	500,000 円	10 アール当たり	366,033 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 145 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	506,970 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

となっています。

次に、13 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 260 番から 271 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 272 番から 273 番は、借受人の耕作便利による賃貸借権設定です。

整理番号 274 番から 278 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定です。

なお、整理番号 272 番は 37 ページ整理番号 62 番地と関連する案件です。

次に、19 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 63 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

整理番号 64 番は、借受人の新規就農による使用貸借権設定です。

整理番号 65 番は、経営移譲年金に係る再設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第3条第2項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号140から142番、使用貸借権設定の整理番号65番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、尾上-2、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号143番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

所有権移転の整理番号143番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7番、今井委員から、所有権移転の整理番号144番の報告をお願いします。

7番今井委員

所有権移転の整理番号144番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の方で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2番、角田委員から、所有権移転の整理番号145番、賃貸借権設定の整理番号260から264番の報告をお願いします。

2番角田委員

所有権移転の整理番号145番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の方で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号260、261番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 262 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 263 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 264 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、15 番、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号 265 番の報告をお願いします。

15 番葛西委員

賃貸借権設定の整理番号 265 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 266 番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 266 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5番、佐藤委員から、賃貸借権設定の整理番号267番の報告をお願いします。

5番佐藤委員

賃貸借権設定の整理番号267番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号268番の報告をお願いします。

14番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号268番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号269番の報告をお願いします。

8番小田桐委員

賃貸借権設定の整理番号269番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、17番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号270、271番の報告をお願いします。

17番齋藤委員

賃貸借権設定の整理番号270番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外の農地所有適格法人で、市外の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 271 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は農地所有適格法人で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、私の方から、賃貸借権設定の整理番号 272、273 番の報告をいたします。

議長

賃貸借権設定の整理番号 272、273 番について、現地を確認してきました。

借受人の耕作便利による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、碓ヶ関、平山推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 274、275 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員

賃貸借権設定の整理番号 274 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 275 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

- 議長 次に、14番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号276番の報告をお願いします。
- 14番白戸委員 賃貸借権設定の整理番号276番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
- 議長 次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号277番の報告をお願いします。
- 2番角田委員 賃貸借権設定の整理番号277番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
- 議長 次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号278番の報告をお願いします。
- 9番今井委員 賃貸借権設定の整理番号278番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の方で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
- 議長 次に、15番、葛西委員から、使用貸借権設定の整理番号63番の報告をお願いします。
- 15番葛西委員 使用貸借権設定の整理番号63番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、17 番、齋藤委員から、使用貸借権設定の整理番号 64 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員 使用貸借権設定の整理番号 64 番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による使用貸借との事です。
借受人は新規就農者であります。農業機械等、必要なものをそろえ、ミニトマトを作付けするとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域の調和要件にも支障がないと判断できるため、特に問題がないと思います。
以上です。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。
それでは、使用貸借権設定の整理番号 63 番を除き、議案第 114 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 114 号について、使用貸借権設定の整理番号 63 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、使用貸借権設定の整理番号 63 番を除き、議案第 114 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の整理番号 63 番につきましては、私に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ退席するため、議長を 1 番古川委員に交代いたします。

(13 番山口委員 自席へ)

(1 番古川委員 議長席へ)

議長 (古川) 暫時の間議長を勤めさせていただきます。
使用貸借権設定の整理番号 63 番につきましては、13 番山口委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(13 番山口委員 退席)

議長 (古川) それでは、使用貸借権設定の整理番号 63 番について、質疑、ご意見

を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (古川) 使用貸借権設定の整理番号 63 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (古川) 異議ないものと認め、使用貸借権設定の整理番号について、原案のとおり決定いたします。
13 番山口委員の入室を許可します。

(13 番山口委員 入室、着席)

議長 (古川) これにて議長を交代いたします。

(1 番古川委員 自席へ)

(13 番山口委員 議長席へ)

議長 次に、議案第 115 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 115 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

21 ページ及び 25 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、畑 1 筆、面積 881 平方メートル、使用貸借権を設定する案件が 1 件、畑 1 筆、414 平方メートルです。

それでは、はじめに所有権を移転する案件から説明いたします。

所有権移転の整理番号 27 番は 22 ページが位置図、23 ページが案内図、24 ページが土地利用計画図です。

申請地は、猿賀小学校から西へ約 1.0 キロメートルに位置する八幡崎集落内の農地です。

申請者は、現在八幡崎集落内に居住する方で、転用目的は「飲食店」です。

現在弘前市で経営している店舗を閉鎖し、申請地に移転するものです。

第三者間の所有権移転となります。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が10ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される業務上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

続いて、使用貸借権を設定する案件について説明いたします。

使用貸借権設定の整理番号8番は26ページが位置図、27ページが案内図、28ページが土地利用計画図です。

申請地は平賀東小学校から北東へ約500メートル、こども園あらやから南西に約330メートルに位置する新屋集落内の農地です。

申請者は、現在申請地の隣接地に居住する方で、転用目的は「普通住宅建築用地」です。

親子間の使用貸借権設定となります。

農地区分については、申請地の周辺おおよそ500メートル以内に教育施設と公共施設が存在すること、申請地西側の市道に上水道と下水道の管が埋設されていることから、第三種農地に該当すると思われます。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、2番角田委員、3番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

3番三浦委員

所有権移転の整理番号27番について、3月30日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、猿賀小学校から西へ約1キロメートルに位置する、八幡崎集落内の農地です。

転用目的は飲食店とのことで、現地では申請者の代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

次に、使用貸借権設定の整理番号 8 番について、3 月 30 日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、平賀東小学校から北東へ約 500 メートルに位置する新屋集落内の農地です。

転用目的は普通住宅とのことで、現地では申請者の代理人の方に立ち立っていただくことができました。

本件は、親子間における使用貸借権設定で、他法令の許可などについても、許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第 115 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 115 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 115 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 116 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 116 号表題部読上げ後)

31 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 8 件、面積 23,835 平方メートルで、田 3 筆 2,232 平方メートル、畑 11 筆 21,603 平方メートルです。

32 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 3 件、面積 25,512 平方メートルで、田 11 筆 15,644 平方メートル、畑 6 筆 9,868 平方メートルです。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 158 番から 165 番までいずれの案件も譲受人の「経営拡大」による売買です。

なお、整理番号 165 番は 37 ページ整理番号 64 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 131 番から 133 番までいずれの案件も農地中間管理事業による利用権設定です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議は、12 番大川委員と私が出席いたしました。

補足説明がありましたらお願いします。

12 番大川委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 158 番	総額	33,000 円	10 アール当たり	200,000 円
------------	----	----------	-----------	-----------

整理番号 159 番	総額	33,200 円	10 アール当たり	200,000 円
------------	----	----------	-----------	-----------

整理番号 160 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	46,982 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 161 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	48,505 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 162 番	総額	572,000 円	10 アール当たり	400,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 163 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	79,366 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 164 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	118,050 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 165 番	総額	760,400 円	10 アール当たり	400,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 116 号について、質疑、ご意見を求めます。

9 番今井委員

整理番号 160 番の農地の現況を教えてください。

笹村主事

一部を除きほぼ傾斜地となっており、樹のない不作付地で、雑草も少し生えているとの事です。

9 番今井委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 116 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 116 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 5 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 71 号表題部読上げ後)

34 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 5,842 平方メートルで、田 2 筆 5,545 平方メートル、畑 1 筆 297 平方メートルとなっています。

整理番号 91 番は、他者へ売買予定のための解約です。

整理番号 92 番は、貸付人の都合による解約で、解約後は自作することです。

整理番号 93 番は、借受人の都合による解約で、解約後は他者へ貸付する予定とのことです。

(報告第 72 号表題部読上げ後)

37 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 5 件、面積 29,344 平方メートルで、田 16 筆 13,085 平方メートル、畑 5 筆 16,259 平方メートルとなっています。

整理番号 60 番は、孫へ贈与するための解約です。

整理番号 61 番は、子へ贈与するための解約です。

整理番号 62 番は、他者へ貸付するための解約です。

整理番号 63 番、64 番は他者へ売買するための解約です。

なお、整理番号 60 番は 10 ページ整理番号 140 番と、整理番号 61 番は 11 ページ整理番号 142 番と、整理番号 62 番は 16 ページ整理番号 272 番と、整理番号 63 番は 39 ページ整理番号 10 番と、整理番号 64 番は 31 ページ整理番号 165 番と関連する案件です。

(報告第 73 号表題部読上げ後)

39 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用届出件数は 1 件で、畑 1 筆、面積 330 平方メートルです。

整理番号 10 番は、40 ページが位置図、41 ページが案内図、42 ページが土地利用計画図です。

届出地は、金田小学校から南東へ約 1.4 キロメートルに位置する金屋集落の外れの農地です。

譲受人は、市内に居住する方で、転用目的は「普通住宅」です。

第三者間の所有権移転となります。

(報告第 74 号表題部読上げ後)

44 ページをご覧ください。

今回の競(公)売買受適格者に係る農地法第 3 条の許可書交付件数は 2 件で、面積 7,212 平方メートル、田 3 筆 6,102 平方メートル、畑 1 筆 1,110 平方メートルとなっています。

整理番号 5 番、6 番は、2 月総会で適格証明書を発行した案件で、国税局から発行される売却決定通知書により最高価買受人であることを確認したうえで、許可書を交付いたしました。

尚、適格者証明書を 3 名の方に交付しましたが、2 名の方が入札に参加し 1 名の方は辞退しましたことを報告します。

また、公売開始時は 6 筆でありましたが落札は 4 筆でありました。

2 筆は不落札という事です。

(報告第 75 号表題部読上げ後)

46 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件で、田 3 筆、面積 3,332 平方メートルです。

整理番号 19 番は、47 ページが位置図、48 ページが案内図、49 ページが土地利用計画図となります。

届出地は、小和森小学校から北北西に約 720 メートル、広域農道沿いに位置する農地で、盛土後は枝豆を作付するそうです。

整理番号 20 番は、50 ページが位置図、51 ページが案内図、52 ページが土地利用計画図となります。

届出地は、柏木小学校から北東へ約 500 メートル、県道大鰐浪岡バイパス沿いに位置する農地で、盛土後は野菜を作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

尾-1 小野推進委員

報告第 74 号について、どれくらいの価格で買受されたのですか。

笹村主事

標準的な価格での買受となっていました。

議長

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩 15時31分】

【再開 15時34分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。
ほかに、質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 15時34分]